



お答え
します

Q & A

地域交通 サポート事業の

Q 地域交通サポート事業は、どのような人や地域が対象ですか？

A 例えば既存のバス路線が通っていない地域などで、通院や買い物、通勤・通学、子どもの送迎等、生活に密着した交通手段の導入を地域の力で実現したいと考える町内会等、一定のまとまった地域の方々を対象と考えています。

なお、行政への陳情、要望を目的とした活動は対象とならない旨ご了承ください。

Q 立ち上げ段階では、地域はどのように話し合いを開始すればよいのですか？

A 自治会・町内会等一定程度まとまった組織の中から、代表者を選定していただき、概ね5人以上が常に参加できる定期的な話し合いの場を設けていただくことが一般的です。

話し合いの場には、市の職員やコーディネーターを派遣することができますので、相互に知恵を出し合いながら、実効性ある運行計画の策定に着手することとなります。

Q 地域でなぜ組織を設立する必要があるのですか？また、組織及び活動内容は、どのようなイメージですか？

A 本格運行を目指すためには、多くの方に利用していただけるよう地域の盛り上げを促すことが必要です。そのためには、活動対象エリアの自治会・町内会等の承諾を得た地域に根ざした組織が必要です。

活動内容としては、地域のニーズを正確に把握したり、取組内容を幅広く周知していくため、ニュースの発行やアンケート調査の実施、運行計画の検討等となります。



Q 運行事業者はどのように決めていくのですか？また、例えば地域のボランティアや民間の送迎サービスを活用する方法は考えられますか？

A 運行事業者は、該当する地域の道路環境や交通状況など、地域の実情を最も把握している事業者が担い手となることが理想的です。地域で選んでいただく他、関連する交通事業者の意見を聞いて選定することも可能です。

安全、安心かつ継続的な運行を行うためにも、バス、タクシーによる運行が基本と考えています。

Q 実証運行までの行政からの財政支援はどのような内容ですか？

A 主に調査費や実証運行費の一部に対して財政支援を行います。調査費は、アンケートの実施や運行計画の策定、実証運行の結果検証にかかる費用等です。実証運行時には、バス停や必要最低限の車両整備への支援や運行経費の赤字分の補填を行います。

Q 本格運行に財政支援は行わないとのことですが、もしも赤字が発生したらどうなるのですか？運行開始後に廃止となる可能性もありますか？

A 本格運行に移行した際に赤字経営とならないよう、地域の組織において、実証運行の段階で結果を十分に検証し、対策を講じていただく必要があります。

また、運行開始後も、安定した利用者を確保するため、常に地域全体へ利用を促すなど、活動を継続していただく必要があります。

しかしながら、やむを得ず利用者が減少した場合には、廃止するかどうかは一義的には運行事業者の判断になりますが、その原因を行政や地域の皆様も交えて分析していく必要があります。

横浜市 地域交通サポート事業

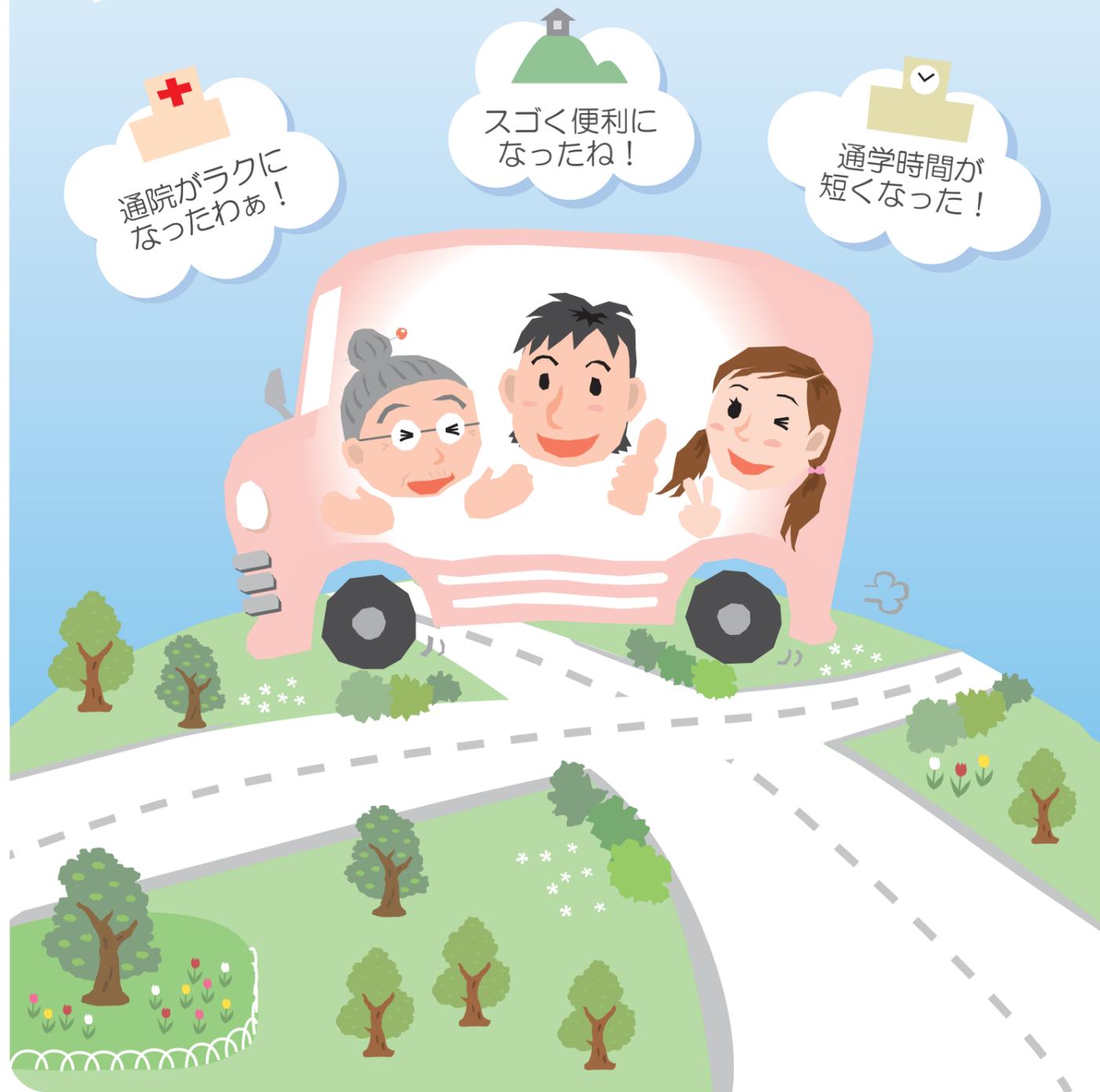
地域で作ろう！自分たちにピッタリの交通手段



通院がラクになったわあ！

すごく便利になったね！

通学時間が短くなった！



横浜市道路局計画調整部企画課交通計画担当

〒231-0017 横浜市中区港町1丁目1番地

電話 045-671-3800 FAX 045-651-6527

メール do-koutsuu@city.yokohama.jp

URL <http://www.city.yokohama.lg.jp/doro/plan/chiiki/index.html>



“地域に適した交通手段の導入”を支援します！



地域交通サポート事業ってなに？

《事業の概要》

坂道が多い横浜では、既存バス路線がない地域などで、住民の方々が集まり、生活に密着した交通手段の導入に向けて取組を行っているケースが多く見られます。

地域交通サポート事業とは、このような地域の主体的な取組がスムーズに進むように、運行に至るまでの事業の立ち上げに対して支援を行う事業であり、通院、買い物、通勤、通学等様々な目的の方が一緒に乗りあって移動できる公共交通の実現を目指します。

《基本的な考え方》

① 安全・安心な運行

本格運行が実施される場合は、国から乗合バス事業の許可を得ている事業者による運行を基本とします。

② 地域の盛り上がり

地域の交通手段を地域の力で実現していくという意識を醸成していくことによって、多くの方が利用し、将来にわたって安定した運行を目指します。

③ 財政支援に頼らない運行

本格運行に対しては、行政から財政支援は行いません。車両は、事業者又は地域で確保していただき、運行経費は運賃のほか、必要に応じ地域の資金(協賛金、自治会の負担金等)でまかなうことが前提となります。

地域交通サポート事業の取組事例

《横浜市港南区日野ヶ丘地区の場合》

地域の取組によって、事業者がバス路線を新設し、運行する方式

事例 4年間にわたり、地域の組織、バス事業者、横浜市の三者が検討を重ね、路線バスの運行が開始されました。ルートを選定、バス停の位置といった課題を粘り強く解決し、町内総出で第一便を迎えました。



《横浜市戸塚区小雀町の場合》

地域の取組によって、小型の乗合バスを運行する方式

事例 小雀町の西地区では、高齢化が進む一方、バス停まで遠い箇所もあり、地域の組織が中心となり検討を重ね、乗客定員13人の車両による小雀乗合バス「こすずめ号」の運行が開始されました。



《横浜市戸塚区上矢部地区の場合》

地域の取組によって、事業者が既存バス路線の経路を変更し、運行する方式

事例 駅までのアクセス問題について、地域の組織がバス事業者、本市と検討を続けた結果、バス路線が再編され、増便や最終バス時刻の繰り下げで利便性が向上し、経路地の変更により定時性が確保されました。



地域交通サポート事業の流れ

立ち上げ

地域の交通手段を地域の力で実現するための取組開始

- 地域の交通手段について、地域内で悩みが共有されたら市に相談
- 地域主体の活動を開始

自分たちのニーズにあった交通手段がない…



そうだ！

自分たちの交通手段は自分たちで作ろう！

地域主体

地域の取組

検討・企画

地域での定期的な話し合い・会議

市職員の派遣



要件
地域が自ら検討し、取り組んでいくという意志を持っていること

地域で検討組織を設立
詳細な運行計画の策定
運行手段、ルート、頻度、運賃等

専門家による調査等

- 地域活動の進め方についてアドバイザーの派遣や、活動経費の助成
- 現地調査、運行計画案の作成支援
- アンケートの作成、集計、分析等

要件
・5人以上の住民等からなる地域活動を行う組織の登録
・活動対象地域全ての自治会・町内会からの地域活動に対する承諾

実証運行

運行事業者による
実証運行
運賃を取って実際に運行

実証運行の支援

- 走行実験や習熟運転の実施
- バス停設置、最小限の車両整備等
- 運行の赤字補填(最長1年間、500万円まで)
- 実証運行の結果検証

要件
・行政の財政支援を受けずに収支が均衡する運行計画であること
・実証運行にかかる協定書(案)を策定し、支援申請書を提出

本格運行

地域公共交通会議の承認
本格運行開始

地域のため
利用者のため
地域の力で
地域の交通手段を
実現させよう！

